

様式第1(第2条第1項関係)
第2表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

2024年3月31日現在

サービスの種類 総合デジタル通信サービス(INSネット1500)

(総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別)

事業者名: 東日本電信電話株式会社

	区 分			合 計
	事務用	住宅用	区分なし	
北海道			235	235
青森県			36	36
岩手県			21	21
宮城県			119	119
秋田県			34	34
山形県			26	26
福島県			44	44
茨城県			97	97
栃木県			109	109
群馬県			77	77
埼玉県			279	279
千葉県			322	322
東京都			4,092	4,092
神奈川県			740	740
新潟県			58	58
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県			31	31
長野県			51	51
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
合計			6,371	6,371

参考事項(注4) 番号ポータビリティ				
参考事項(注5) その他				

- 注1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別葉とすること。
- 2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別ごとに別葉とすること。
- 3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分が無い場合には「区分なし」の欄に記載すること。
- 4 番号ポータビリティ機能(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条の表2の項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該機能を利用した契約数を記載すること。
- 5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格X0401に規定する都道府県コード(以下「都道府県コード」という。)の番号の順序によること。
- 7 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。